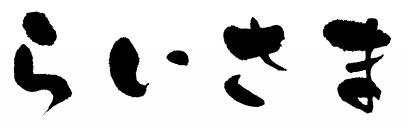
下野市自治基本条例情報紙



<特集>地域を元気にする!

栃木県下野市は、雷と共に夕立が多く、昔から「雷(らい)さま」として、豊かな作物を育む恵みの雨をもたらす存在としてあがめられてきました。雨降って地固まるといわれるように、この情報紙が豊かな地域づくりにつながるように「らいさま」と名付けました。

下野市自治基本条例とは・・

私たち市民にとって、よりよいまちづくりを進めるための基本的な考え方、ルールを定めるため、平成26年4月に制定されました。特別な規制を設けるものではなく、日々さまざまな活動を行っていく中で、下野市のまちづくりに役立てていこうとするものです。



すの可能のであった。 ~き5りと次る小さなコミュニティ~

平成26年10月13日、ほじめての「吉田村まつり」が開催されました。開催地の本吉田地区は、今は静かな農村地域ですが、明治22年に誕生した旧吉田村の中心。結城と宇都宮を結ぶ古道が通り、古くから鬼怒川の舟運でもにぎわっていました。その地に平成26年5月、イタリアンカフェ・パール「Lapa Ronza(ラーペロンツァ)」がオープンしました。そして、一軒のレストランから地域づくりへと広がり始めています。

レストランのオーナー伊澤敦彦さんの実家がいちご農園だったこともあり。道の駅 しもつけでの開業にあたって、アイスを販売する話が持ち上がりました。東京で広告のデザインの仕事をしていた伊澤さんは、東京でも通用するアイスにしたいと思い、都内の有名店で修行やイタリアへのジェラートの視察を経て、平成22年に栃木県に戻ってきました。イタリアで感じたことは、どんな田舎でも活気ある小ざなコミュニティがあることでした。一方、生まれ育った場所として本吉田を思い起こすと、小学校の児童数は減り、子どもの祭事も年々規模が小さくなるなど、子育での環境として心細く感じていました。そこで、本吉田にも活気ある小さなコミュニティをつくりたいと吉田村まつりを思いついたのです。そうした思いを持ちながら、道の駅 GELATERIA 伊澤いちご園を開業した3年後に、イタリアンカフェの開店に至りました。

当初はオープンしたばかりの店でライブを開催しようと、伊澤さんの仲間4人で計画しました。地域を巻きこみたいと考え始めた頃、下野ブランド事業の一環で行っていたブランドカフェというワークショップに参加し、そこでの参加者の 賛同を得ながら市の後援も受け、「吉田村まつり」という企画として完成しました。

レストラン周辺には、これまで見過ごされてきた駐車場として使用している広場のほか、農協倉庫跡の大谷石の石蔵や 倉庫もあるなど、恵まれた環境となっています。吉田村まつりにはこだわりのある店や作家さん達が出店し、マルシェ (野菜直売)は、県内の若手生産者自らが直接販売していました。まつりが開催された当日は、台風の直前にも関わらず、子どもから年配の方まで多くの方で賑わい、この地域の拠点となりそうな予感がしました。

背景写真:吉田村まつり・マルシェ(下野市本吉田)



地元を元気にしたい! 積極的にまちづくりしたい! という若い力 (市民力) が、ネットワークを通じて結集し、農業や地元コミュニティの活性化につながっています。 市民が協力して積極的にまちづくりに関わり、参画を促して地元を盛り上げた事例であり、今後が期待されます。

第9条(参画) 市は、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を保障しなければならない。 2 市民は、まちづくり及び市政に関心や問題意識を持ち、積極的な参画に努めるものとする。

パフーズ林式会性がが

~介業と世頃~

下野市の木「けやき」にちなんで名付けられたご当地銘品 「下野けやき」という米菓や和菓子をご存知の方もいるかと 思います。曙フーズ株式会社栃木工場は、下野市下坪山工業 団地に立地して30年が経っています。本社は東京日本橋に あり、栃木工場では米菓類とお菓子類の大きく2つのライン を保有し、ここで製造された商品は全国80店舗に出荷され ています。



曙フーズ(株)栃木工場・直営店舗

曙フーズ株式会社栃木工場は、旧南河内町時代からご当地ブランドを製造するなど、行政や地域との繋がりは 深く、5月30日のゴミゼロの日には下坪山工業団地の掃除をしたりして、市民の一員としても主体的に地域づく りに参画してきました。

その一つとして、道の駅しもつけにテナントを出店しているほか、地元の人に親しんでもらうために、平成22 年に栃木工場内に直営店をオープンさせています。

また、毎年グリーンタウン地区で開催されるエコライフまつりに第1回から模擬店を出店し、下野市産業祭に も出店しています。

さらに、市内外から2000人のランナーが参加する天平マラソン大会に協賛品を提供し協力しています。

ほかにも、工場に近い栃木県立小山北桜高校や、下野市立南河内中学校の生徒の職場体験授業の受け入れ先と しても協力したり、近隣小学校の社会科見学として工場見学も行われています。また、自立支援・雇用対策とし て、栃木県立国分寺特別支援学校卒業生の就職先の窓口を担っていきたいというお話も伺いました。

これからも化学調味料の使用を抑えた、おいしいお菓子の提供をする地元企業として、行政や地域との協働作 業が期待されます。



ロフーズ

自治基本条例では、市内に住む人、働く人、学ぶ人及び事業者、これら全てを市民と定めています。 地域社会の構成員である事業者が、公益的な活動をすることで地域づくりに関わっている事例です。

第15条(事業者の権利及び責務) 事業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を認識 し、自然環境及び市民生活に配慮した事業活動を推進するとともに、公益的な活動への積極的な 参加及び地域社会づくりに寄与するものとする。





ボランティアによる準備風景

グリムの流 イルミヤージョンペテラくりの罪く政策~

第6回目を数えた「グリムの森イルミネーション」は、グリムの森近隣住民の有志が、人出が鈍る冬季の活性化を目的として、平成21年に「下野市ウインター活性化推進協議会」を発足させて活動をスタートさせました。この協議会は、役員は代表と広報担当のみで、ボランティアの参加と協力による運営となっています。

イルミネーションのデザインは、那須烏山市在住のグラフィックデザイナーに依頼し、グリム童話をモチーフにしたデザインで統一されています。図案が描かれた厚さ5mmのベニヤ板に穴を開け、LED電球をつけたものが那須烏山市からトラックで運ばれてきます。組み立て、電気配線、通路などを飾るイルミネーションの花の作成など、一つひとつが地域ボランティアによる手作業によって仕上げられていきます。

毎年少しずつバージョンアップしているイルミネーションの制作とイベントの開催には、例年300万円程度の費用がかかっています。その資金は地域のボランティアが、1口5000円で自らも出資したり、東奔西走したりしながら集めています。

また、イルミネーションを展示する場所やトイレ・電気などは、グリムの森・ 館を運営する財団法人グリムの里いしばしが協力しています。

年々豪華になっていくイルミネーションは、設置や後片付けも大変ですが、何より毎年増えていく資材置き場に困り、下野市に要請して平成24年に専用倉庫を建ててもらいました。敷地内に設置された倉庫はグリムの森にふさわしい外観となっています。

イルミネーションの点灯期間(毎年11月下旬~1月3日)には、コンサート、こどもクリスマスのつどい、出会いのつどい(グリコン)など各種イベントも開催しています。平成25年3月には下野市ブランドに認定されました。お話を伺った広報の石田節男さんから「地域住民の参加による、手作りのイルミネーションとして関東一を目指している」という力強い言葉がありました。



冬場の地域活性化を目指して、オリジナルの企画、運営をボランティアや協賛する方々の手づくりで行っています。毎年工夫を凝らした演出と、人々の熱い想いが重なりあい、厳しい冬の時期にぬくもりと光が織りなす見事なファンタジーの世界を提供しています。

第14条 (コミュニティ組織の責務及び支援) 2 コミュニティ組織は、まちづくりの主体としての役割を認識し、協働のまちづくりへの理解及び協力に努めるものとする。

3 市は、コミュニティ組織による活動について、公益性及び公平性に配慮して、その自主性及び自立性を損なうことのないよう、支援するものとする。



「いしばしイベントめぐりスタンプラリー」は、下野市市民活動支援事業ができたことを機に、個々に事業展開していた3つの団体が「石橋地区イベントめぐり実行委員会」として協働で取り組んでいる事業です。3つの団体が夏に行うイベントの実施日が近かったことから、同日開催することにしました。

1つ目の事業は、神社本庁のモデル事業として下野市下古山地区にある星宮神社が始めた、「古山のかかし祭り」です。企画と運営は、下野市体育協会・JA女性会・氏子総代会・若星会(氏子の若手)・太太神楽(だいだいかぐら)保存会などが参加する「かかし祭り実行委員会」により行われています。今は田んぼのあぜ道となっている神社の旧参道に、幼稚園・学校・芸術分野の大学から募集したかかしを展示、NHKでも放映されるなど、地域ではお馴染みのイベントとなっています。

2つ目の事業は、財団法人グリムの里いしばしの自主事業の一つとして、夏休みに行われている「グリムの森なぞなぞ探検」です。グリムの森の中で、親子で謎解きをして自然に親しんでもらうネイチャーゲームです。

3つ目の事業は、「しもつけ地域活性化委員会」が実施する、平成26年に第5回目を迎えた「かんぴょうフェスティバル」です。下野市はかんぴょう生産量日本一を誇りますが、かんぴょうの伝統文化の継続に危惧し、かんぴょうむき体験などを通じて、子どもたちに伝承する活動を行っています。また、かんぴょうの6次産業化にも力を注いでいます。

このように、これまで別々に開催していた3つの事業を、石橋地区イベントめぐり実行委員会がシャトルバスを出して各会場を結んだり、広報活動を協働で行うことにより、参加者は3つのイベントを同時に楽しむことができ、相乗効果で参加者も増加しています。また、地域の一つの活動として行うことで、地域で活動する方々の交流も深まり地域力の向上にも繋がっています。

いしばしイベントめぐりスタンプラリー

~つながる地域力(かかしとグリムとかんびょう)~





地域で個々に事業展開するイベントどうしが、スタンプラリーという形で手を携えることによって地域の魅力度をアップさせ地域を活性化させた事例です。

第10条 (協働) 市民、議会及び市は、まちづくりを推進するために、それぞれの立場を理解し、目的を共有し、相互に依存することなく力を合わせて、その実現に努めるものとする。

2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するために、必要な支援を行わなければならない。



外の目中の目

宇都宮大学国際学部 中村祐司教授に聞きました



下野市自治基本条例実践の「はじめの一歩」

宇都宮大学国際学部 教授 中村 祐司

自治基本条例についての最近の新聞記事によると、他の自治体の自治基本条例の内容をほとんどそのまま持ってくる自治体(まさにコピー・アンド・ペースト)や、自治基本条例をせっかく作ったまではよかったものの、作ること自体に満足してしまって、策定後は何の動きもない自治体が相当あるとのことだった。「手段の目的化」という用語がある。本来、自治基本条例は、自分たちの住む地域を自分たちで良くしていくという目的があって、その目的を達成するための「手段」のはずである。手段と目的が逆転してしまうと、自治基本条例の実践的な運用や活用はほど遠いものになってしまう。

下野市では違った。今回、自治基本条例起草チームのメンバー5人が編集委員会委員として自治基本条例情報紙の編集に参画していると聞いて、いよいよ実践のスタートが切られるのだと無性に嬉しくなった。条例策定に携わった5人が、再び条例の普及啓発のために立ち上がったのである。条例実践のはじめの一歩をまずは喜びたい。



縣垂莫と編集委員

#\$US#NEWS#

市民活動を支援します!

市では補助金を交付して、市民が主役のまちづくりに向けて自主性のある市民活動団体の自立 を促進する市民活動補助事業を行っています。持ち味を生かした自主的な取組事業を募集し、審 査を経て採用された事業が対象となります。

平成27年度は、これまでの内容に加えて、市制施行10周年を記念して取り組む事業の補助(30万円限度)も実施します!

平成27年2月号の広報しもつけで募集し、3月に申込を受け付けする予定です。「この企画は対象となるの?」「補助金の額や割合について知りたい!」など、詳細につきましては総合政策課(☎0285-40-5550)へお問い合わせください。

編集後記

情報紙編集委員会は紙面の企画から始まり、取材先の選定と取材、編集までわいわいがやがやと楽しくエネルギッシュに行うことができました。取材する側もされる側も、現場のホットな話に刺激され、話が盛り上がってしまう場面も多々ありました。関係者のエネルギーが集約した紙面を通じて、普段の暮らしが、「市民が主役のまちづくり」や「自治基本条例」とつながっていることを、少しでもお伝えできればうれしく思います。ご感想や情報提供などをお待ちしています。

(表紙写真:吉田村まつり会場)

情報紙「らいさま」有料広告の募集

この情報紙を市民と行政そして地域社会の一員である事業所の皆様と協働で作成していく取組として、情報紙「らいさま」に掲載する有料広告を募集します。事業所・企業・自営業等の経営者の皆さん、ぜひこの機会に、下野市のまちづくりの情報紙である「らいさま」に広告を掲載してみませんか?掲載料は1万円から、規格等は広報しもつけに進じます。

企画·編集 下野市自治基本条例情報紙編集委員会(岡田雅代、鈴井祐孝、諏訪守、近藤令兒、黒須重光)

行 下野市総合政策課(栃木県下野市小金井1127番地) TEL 0285-40-5550 FAX 0285-40-5572 E-mail sougouseisaku@city.shimotsuke.lg.jp